

アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (5.0 + 4.0) / 2 = 4.5

A

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とした5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア	代替指標
B(4点)	2	中部地域における航空宇宙産業の生産高	代替指標
C(3点)	3	中部地域における航空宇宙産業雇用者数	代替指標
D(2点)	4	中部地域における航空宇宙関連輸出入額	代替指標
E(1点)	5	愛知・岐阜地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数	A

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	中部地域における航空機・部品の生産高	A
B(4点)	2	中部地域における航空機・部品の生産高	A
C(3点)	3	中部地域における航空機・部品の生産高	A
D(2点)	4	名古屋税関管内の航空機類輸出入金額	A
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 5 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 5.0$

①... 5.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・中部地域の航空宇宙産業の「国際市場シェア」、「生産高」及び「雇用者数」の指標に対して、いずれも「航空機・部品の生産高」を代替指標としているが、生産高は確実に増加傾向にあり、目標達成に寄与していると言える。
- ・「航空宇宙関連輸出入額」についても、「名古屋税関管内の航空機類輸出入金額」の代替指標により、ほぼ適正に評価できると考えられ、2年連続して実績が目標値を上回っていることは評価できる。
- ・「愛知・岐阜地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数」は適正な指標であり、指定区域の追加に合わせ目標数を調整した点は評価できるが、雇用者数、生産額との相関性についても議論いただきたい。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... +0.5

i) の評価 ①+②(注:上限を5.0とする)

5.0

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。  
(例)評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$  四捨五入で「2.3」とする。
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。  
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$  四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とした5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア	B
B(4点)	2	中部地域における航空宇宙産業の生産高	B
C(3点)	3	中部地域における航空宇宙産業雇用者数	B
D(2点)	4	中部地域における航空宇宙関連輸出入額	B
E(1点)	5	愛知・岐阜地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数	B

(専門家所見(主なもの))

- ・中部地域における航空宇宙産業の「国際市場シェア」、「生産高」及び「雇用者数」のいずれについてもおおむね順調に進捗しており、取組みの方向性は的確である。
- ・「名古屋税関管内の航空機類輸出入金額」についても、取組みの方向性は的確であり、十分な達成状況にある。今後、大きな進展が期待される。
- ・「愛知・岐阜地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数」については、今後も、総合特区制度上の規制特例措置である工場等新增設促進事業による生産能力の向上が見込まれる。技術革新や製品の仕様変更などに伴う積極的な施設再編が起こる可能性もあり、できる限りフォローすることが望ましい。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 5 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.0$$

4.0

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値  $(4.2+4.1) \div 2 = 4.2$

B

### i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

#### ● 工場等新增設促進事業(経産A001)

(概要)

・工場立地法で定める緑地面積率等について、総合特区計画認定後に市町村が条例を定めることにより、独自に緑地面積率等を定めることができる。

(規制所管府省(経済産業省)の評価)

・6市町における条例制定により、特例措置が利用できるように進展しており、今後、設備投資が行われた後は、その効果として認められる。

[■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価]

#### ● 関税暫定措置法第4条(航空機部分品等の免税)の手続きの簡素化

(概要)

・①関税暫定措置法基本通達に定められている「減免税物品に関する帳簿」については、同通達に定める様式(P-1000)にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とするもの並びに②輸入後に税関が行う事後確認について、過去の確認実績に応じて柔軟に簡略化を図るもの。

(規制所管府省(財務省)の評価(参考意見))

・運用面での措置により事業者におけるコスト削減につながったものと評価している。

(専門家所見(主なもの))

・各務原市が工場等新增設促進事業を全国で初めて実施した後、名古屋市、半田市等においても同事業の特例に必要な条例が制定されており、設備投資の促進に有用であると考えられる。

・工場等立地規制法、建築基準法、関税法などの複合的な規制緩和の適用が検討され、これらの規制緩和の適用地域が広がっていることに対し、相応する施策が取られており、順調である。

4.1

### i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・極めて順調に活用されており、問題点は見当たらない。

4.3

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(4.1 + 4.3) \div 2 = 4.2$

4.2

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・60億円を超える補助金、産業立地促進税制、さらには融資額4.5億円の貸し付け制度などの財政税制金融措置の他、工場立地に関する規制緩和も行い、積極的な支援に取り組んでいる。

4.1

## III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・ポーイング787等の量産体制構築のための特区拡大の必要性が指摘されたことに対し、既に申請がなされるなどの確な対応が取られている。

#### IV 総合評価(Ⅰ～Ⅲ)

(4.5+4.2)/2+0.86=5.0(注:上限を5.0とする)

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・それぞれの指標(代替指標を含む)に対し、概ね順調に成果を上げている。また、多くの自治体が関与しているが、特区全体の動向を踏まえた支援がなされている。
- ・生産量の目標が達成され、貿易量も計画を大幅に超えて増えており、また規制緩和や財政措置の結果、生産能力も大幅に増えていることから、今後の発展が期待できる。
- ・今後、当該地域に航空機産業を集積させ、他の地域に対し比較優位を保持するよう、企業誘致に努めるべきである。また、機種については、今後、多様化することも検討する必要があるのではないかと。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値(4.35)に上記所見を加味(+0.86)し、総合評価結果をA(5.0)とする。

A

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。